

第2章（第11部関連）

1. 第61類から63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、產品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたらせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなつた部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、產品が属する号（HS 6桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。また、產品の性状から、裏表の別なく使用することが客観的に確認できるもので、いずれの面も產品に特性を与えていると認められる場合には、双方の面を產品の表側の生地として取り扱う。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、 ASEAN包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、CPTPP、英國協定

2. インド協定及びモンゴル協定附属書2（品目別規則）第61類から第63類の解釈について

- (1) 附属書2第61類から第63類に規定する「織物類または編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）」における「織物類または編物類」（英文協定上“fabrics”）とは、織物または編物に限らず、第50類から第63類までの各類に分類される不織布等の生地状のものを含む。
- (2) また、協定が生地の製造と最終製品の製造の2工程を求めている趣旨を踏まれば、編物または織物以外の生地状のものも締約国において製造されている必要がある。したがって、編物または織物以外の生地状のものからの製造であっても、付表に規定する必要な工程を経る必要がある。
- (3) なお、ラベル等の附属品は、第50類から第63類までの各類に分類される場合でも「織物類又は編物類」に含まれない。

3. EU協定及び英國協定附属書3-B（品目別原産地規則）第50類から第56類に規定する「機械による作業」について

EU協定及び英國協定の附属書3-B第50類から第56類に規定する「機械による作業」は、コアヤーン（しん糸に他の纖維を精紡工程でさや状に巻き付けた糸）やカバードヤーン（しん糸に紡績糸またはフィラメント糸をコイル状に巻き付けた糸）を製

造する工程のほか、ねん糸後の工程である張糸、毛羽とり、磨糸及び糸継ぎを機械で行っている場合も含む。

4. EU 協定及び英國協定附属書 3－B（品目別原産地規則）第 11 部に規定する「紡績」の範囲について

EU 協定及び英國協定の附属書 3－B 第 11 部に規定する「紡績」は、英文協定上 “spinning” であることから、「紡糸」も含む。

5. EU 協定及び英國協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈 6 から注釈 8 に規定する第 11 部における許容限度について

EU 協定及び英國協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3－A 注釈 6 から注釈 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。

- (1) 注釈 8－1 中「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈 8－1 を適用し、価額ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。
- (2) 注釈 8－1 が対象としている品目は、英文協定上 “a made-up textile product” であることから、品目別原産地規則上「製品にすること (“making-up”)」が要件とされている 第 61 類、第 62 類及び第 63 類第 1 節（第 63.01 項から第 63.06 項）である。
- (3) 注釈 7 の対象物品のうち、当該注釈を満たさない产品については、注釈 8－1 を満たす場合には原産品と認められる。
- (4) 注釈 7 に規定する「二以上の基本的な紡織用纖維を含む产品」とは、产品全体で 2 種類以上の紡織用纖維を含む产品のことであり、複数の生地を使用している产品について、生地毎に 2 種類以上の紡織用纖維を含んでいる必要はない。
- (5) 注釈 8－3 に規定する「附属書 3－B に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」とは、品目別原産地規則第 11 部の纖維及び纖維製品について、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）を算出する際には、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含むことを意味する。

6. 英國協定附属書 3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈 6 から注釈 8 に規定する第 11 部における許容限度について

英國協定の附属書 3－B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部

注により、附属書3－A注釈6から注釈8を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。

- (1) 注釈8－2に規定する「関税分類を決定する構成部分」に関し、品目別原産地規則のうち生産工程の要件又は関税分類の変更の要件については当該構成部分のみを考慮し、非原産材料の価額の要件については產品全体を考慮する。この場合、例えば「製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が產品のEXWの50パーセント又はFOBの45パーセントを超えないことを条件とする。）」という規定では、「生産において使用される非原産材料の価額が產品のEXWの50パーセント又はFOBの45パーセントを超えないことを条件とする。」は產品全体を考慮し、「製品にすること（布の裁断を含む。）」は「関税分類を決定する構成部分」のみを考慮する。
- (2) 注釈2－2において、附属書3－B表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する產品について適用することとされている。注釈8－2の適用に当たっては、附属書3－B表一欄については產品全体を考慮し、同表二欄の品目別原産地規則については「関税分類を決定する構成部分」を考慮する。この場合、例えば第62.02項の產品であって「関税分類を決定する構成部分」以外の部分にしゅうした產品は、同表一欄においてしゅうした產品となり、当該產品に対応する同表二欄の品目別原産地規則を「関税分類を決定する構成部分」に適用する。
- (3) 注釈7－2から注釈7－4及び注釈8－1に規定する許容限度を適用する場合、注釈8－2の規定にかかわらず（「関税分類を決定する構成部分」のみならず）、產品全体を考慮する。

7. EU協定及び英國協定附属書3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈6(d)における「なせん（独立の作業）」について

EU協定及び英國協定の附属書3－A注釈6(d)における「なせん（独立の作業）」において使用される非原産材料の価額の計算については、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額についても考慮する。当該取扱いは、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）においても最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）においても同様のものである。